# 総務委員会 所管事務調査資料 (その1)

# 令和5年5月

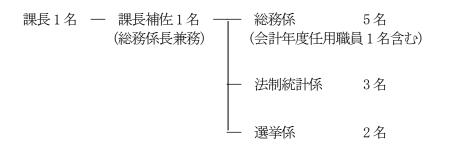
総務部 選挙管理委員会事務局 (P14)総務課 監査事務局 (P15)(b 3)各支所市民窓口課 防災安全課 (P5)防災危機管理監 総務委員会所管分 (P7)(P17)人事課 (P8)(P10)秘書課 情報管理課 (P11)契約課 (P12)

(P13)

会計課

# 所管事務の概要 (総務課)

#### 1. 総務課の組織(12名)



#### 2. 所管事務事業の概要

(1) 表彰等について

飯塚市の政治、経済、文化、社会その他各般にわたり、市勢振興に 寄与したものの功績をたたえ、市民の模範となる行為があったものを 表彰する。

- (2) 文書管理について
  - 文書の管理に関する事務を統括している。
- (3) 告示・公告について 告示・公告の審査指導を行い、掲示している。
- (4) 公印の管理に関すること 各種公印を管理し、公印使用の文書審査を行っている。
- (5)情報公開について

市が保有する情報の公開に関し必要な事項を定め、市民の市政への参加を促し、公正で開かれた行政の確立と民主的な市政の発展に寄与することを目的として、情報公開制度の運用を行っている。

#### (6) 個人情報保護について

市が保有する個人情報の保護に関し必要な事項を定め、個人情報の収集、保管、利用及び提供の適正化を図り、市民等の基本的人権を擁護することを目的として、個人情報保護制度の運用を行っている。

(7) 市議会の招集その他議会との連絡調整について

市議会の開催前に告示を行い、議長及び議員並びに各部(かい)課 長宛に招集の通知を行っている。また、議会から議会日程等の通知を 受け次第、市長、副市長及び各部(かい)課長に通知を行っている。

(8) 市議会に提案する事項の審査及び整理について

議案等の合議を受けたときは、内容等について審査を行い、議案書の作成を行っている。また、議決を受けた予算、条例等の議案については、告示又は公布を行っている。

(9) 不服申立て及び訴訟について

行政不服審査法に基づく不服申立ての受付を行っている。また、訴訟については、対処方法を担当課、顧問弁護士と協議を行い、裁判に提出する証拠等の審査、連絡調整等を行っている。

- (10) 条例、規則その他例規及び重要な規約等の審査について 条例、規則その他例規及び重要な規約等については、合議の段階で 内容等の審査を行っている。
- (11) 基幹統計について

統計法に基づき、国から委託を受けた統計調査業務を行っている。 主な統計調査としては、国勢調査、住宅・土地統計調査、経済センサス、農林業センサス、全国家計構造調査等がある。

(12) 政務活動費審査会について

政務活動費の使途についての審査を行う審査会の庶務を行っている。

#### (13) 本庁舎の維持管理について

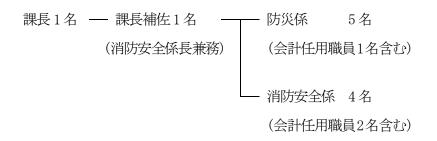
庁舎については、本庁舎の管理を行っている。施設設備保守点検等を委託するとともに、必要に応じ改善等を行いつつ、本庁舎の維持管理に努めている。

#### (14) 選挙管理委員会との連絡調整について

国政選挙 (衆議院議員・参議院議員選挙)、地方選挙 (県知事・県議会議員選挙、市長・市議会議員選挙)、その他最高裁判所裁判官の国民審査における管理執行を主な事務とする選挙管理委員会との連絡調整を行っている。

# 所管事務の概要(防災安全課)

#### 1. 防災安全課の組織(11名)



#### 2. 所管事務事業の概要

#### (1)消防団について

消防団は、5 方面隊で構成し、団員 1,011 名 (R5.4.1 時点実員数) で 組織している。

消防団活動に必要な装備・詰所・車両等を維持管理し、飯塚市消防団の活動体制の充実を図ると共に、年間事業計画を策定し、火災、震災、水害等を想定した防災・防火演習を実施し、消防団員の技術向上を図っている。

消防施設(防火水槽、消火栓等)の整備及び維持管理を行ない、消防 に必要な水利の確保を図っている。

#### (2) 常備消防(飯塚地区消防組合)について

飯塚市・嘉麻市・桂川町の自治体消防に関する事務を行うため 2 市 1 町で設置しており、健全な消火活動や救命・救急活動などの消防事務が 行えるよう組合との調整及び相互協力を図っている。

#### (3) 防災及び水防について

防災行政を進めるうえでの指針である飯塚市地域防災計画を平成20 年度に策定し毎年度更新を行い、年度版である水防計画を毎年度策定 している。防災関係機関等を含めた風水害の初動対応に係る職員防災 訓練を出水期前(毎年)に地震の初動対応に係る職員訓練を秋頃(毎年)に実施している。

自主防災組織については、「自主防災組織設立・運営の手引き」を作成し、自治会連合会及びまちづくり推進協議会に対して、自主防災組織設立を支援するとともに、「飯塚市地域防災リーダー研修」を実施し、自主防災組織のリーダーとなる人材の育成を行っている。

河川監視カメラについては本市設置分 14 箇所(令和 3 年度更新)、 国交省遠賀川河川事務所設置分 3 箇所、飯塚県土整備事務所設置分 4 箇所の計 21 箇所で河川水位を監視している。

防災行政無線(同報系)は、平成21年度に屋外拡声子局を新設、また平成29年度に庄内地区の屋外拡声子局をデジタル化に更新し、現在計329箇所において避難勧告等の伝達を行なえるよう防災体制の充実を図っている。

防災センターは、洪水時における円滑かつ効果的な河川管理施設保 全活動及び災害時の応急対策のための活動拠点として、また、平常時 には防災意識の啓発、河川環境の啓発を目的として、一般に広く利用 できる施設として、現在、NPO法人を通じ管理業務をしている。

#### (4) 防犯・暴力団等排除について

地域防犯活動については、飯塚市安全・安心まちづくり推進条例に 基づき、防犯体制の整備、強化に取り組んでおり、自主防犯組織(防 犯ボランティア活動団体)の新規設立及び組織拡充を行う団体に対し 補助金を交付し、支援を行なっている。 防犯灯については、平成25年度に環境省の補助事業を活用して、市内全域の自治会等管理分と市管理分を合わせた約12,500灯(令和5年3月末現在:市所有数再掲約2,700灯)をLED防犯灯へ交換し、10年間のリースとして維持管理している。また、平成26年度以降の自治会等の新規設置分に対してもリース方式により維持管理している。

飯塚市暴力追放・生活安全推進住民会議及び飯塚地区安全・安心まちづくり推進協議会については、防災安全課が事務局として、飯塚警察署等の関係機関と連携し、「飯塚地区暴力追放 安全・安心まちづくり住民総決起大会」を実施するなど、暴力の追放と犯罪の起きにくいまちづくりを推進している。

暴力団等排除については、平成21年度に飯塚市民事暴力相談センター を設置し、飯塚警察署及び(公財)福岡県暴力追放運動推進センターと 連携を取りながら暴力団等からの不当要求等の相談業務を実施している。

#### (5) 交通安全について

春、夏、秋及び年末に期間を定めて交通安全県民運動が実施されており、このうち春と秋には飯塚警察署、飯塚地区交通安全協会、桂川町と協力して住民大会を開催している。また、交通安全県民運動期間中は市職員のボランティアの協力のもと交通安全早朝街頭指導を実施している。

#### (6) 犯罪被害者等支援について

飯塚市では、令和5年4月1日に、「飯塚市犯罪被害者等支援条例」が施行となる。犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図ることを目的として制定したもの。犯罪行為により不慮の死をとげた人の遺族には遺族見舞金30万円や重傷病を負った人には傷病見舞金10万円を支給。それだけでなく犯罪被害者などからの相談に応じるため、防災安全課に犯罪被害者等支援窓口を設置。犯罪の被害者が少しでも早く被害から回復し、再び平穏な生活を営むことができるように関係部署(男女共同参

画推進課、住宅課、生活支援課、まちづくり推進課等)と連携し支援を行う。また、11 月上旬を目途に「犯罪被害者に優しいまちづくり住民大会」を飯塚警察署が主体となり飯塚市、桂川町、共同主催の形で大会を開催する。

#### (7) 自衛官募集について

自衛隊からの要請により、自衛官募集記事の市報掲載、ポスター掲示等の広報を行っている。

# 所管事務の概要(防災危機管理監)

#### 1. 防災危機管理監の地位

総務部長 -- 防災危機管理監 (課長補佐) 1 名

総務部長直属の専門職として、防災安全課と連携し、次の業務に従事している。

#### 2. 所管事務事業の概要

- (1) 所掌事務
  - ① 防災及び危機管理に関する重要施策の推進及び実施
  - ② 防災及び危機管理に関する思想の普及及び啓発並びに防災訓練等の 企画
  - ③ 立案及び実施、各所管課におけるBCP (Business continuity planning:業務継続計画)の作成支援
  - ④ 自衛隊その他関係機関との連絡調整
  - ⑤ 災害等非常時における災害警戒本部長等への指導及び助言
  - ⑥ 災害警戒準備室及び災害対策(警戒)本部総括部業務並びに国民保護 情報車絡班業務
  - (7) その他市の防災及び危機管理並びに生活安全施策全般に関する業務
- (2) 防災体制の強化

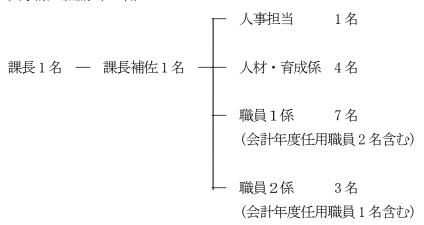
#### (平常時)

- ① 各種防災計画の作成支援
- ② 職員を対象とした年2回の図上訓練の企画、想定作成、訓練統制、AAR の実施

- ③ 義務教育における市独自の防災カリキュラムの作成、及びこれに基づく小中学校での指導
- ④ 自主防災組織及び自治会に対する研修・訓練の支援並びに地域の防 災活動の中核となる飯塚市地域防災リーダーの養成
- ⑤ 九州地方整備局、福岡管区気象台、大学の研究者から得た最新の防 災知識の普及
- ⑥ 報道関係者への自治体の防災体制に関する理解促進活動 (災害時)
- ① 災害警戒準備室・災害警戒本部・災害対策本部の運営に関わる各種 助言及び気象解説と今後の推移の見積もり
- ② 防災関係機関との連絡調整、特に自衛隊主要幹部との調整による早期支援の獲得
- ③ 県及び関係自治体防災危機管理監等との調整による災害対応の迅速性の確保
- ④ 大規模災害時の市長の状況判断及び指揮活動の補佐
- ⑤ 国民保護事態等に関する情報の収集及び市長等への提供

# 所管事務の概要(人事課)

#### 1. 人事課の組織(17名)



#### 2. 所管事務事業の概要

#### ○ 事務の概要

人事課の事務の主なものとしては、職員の任免、給与の支給、福利 厚生、採用及び人材育成に関すること等を所掌しています。

人材育成については、「第2次総合計画」において「職員の能力開発と人材育成の推進」として施策の柱の一つに掲げられ、「第2次行財政改革大綱」においても「時代に対応できる組織改革と人材育成の推進」として基本方針の一つに掲げられています。

これらに基づき、質の高い住民サービスを提供し、多種・多様化する市民ニーズや行政課題に的確にこたえられるよう、職員研修の実施や人事評価の適切な運用により、職員一人ひとりの能力向上に向けた人材育成に取り組みます。

#### ○ 各係の主な事務分掌

- (1) 人事担当
  - ①職員の任免、懲戒に関すること。
  - ②職員の服務、勤務条件に関すること。
- (2) 人材·育成係
  - ①職員の研修に関すること。
  - ②人事評価に関すること。
  - ③職員の採用試験に関すること。
- (3) 職員1係
  - ①職員の給与に関すること。
  - ②職員の福利厚生、健康管理に関すること。
- (4) 職員2係
  - ①会計年度任用職員の任免に関すること。
  - ②会計年度任用職員の給与、休暇に関すること。

# 職員配置数

令和5年4月1日現在

		1 事務員・技術員								2 業務員			〒 和3 <u>+4</u> 5	1 T H					
部局名										-11			合 計	条例定数	差	引			
		部	長	次	長	課	長	課長補佐	係	長	小 計	一般職	計	一般職	計				
	総務部		1				6	6		15	28	39	67	0	0	67	7		
	行政経営部		1				5	4		12	22	50	72	0	0	72	2		
	市民協働部		1				8	8		27	44	33	77	0	0	77	7		
	市民環境部		1		1		4	6		11	23	36	59	10	10	69	9		
<b>.</b> [	経済部		1		2		8	6		12	29	24	53	0	0	50	3		
市	福祉部		1		1		5	11		28	46	174	220	10	10	230	)		ļ
長 部	都市建設部		1		2		6	9		19	37	54	91	6	6	97	7		ļ
局	会計課						1	1		1	3	4	7	0	0	7	7		ļ
,,,	穂波支所						2	1		2	5	14	19	0	0	19	9		ļ
	筑穂支所						2	1		1	4	10	14	0	0	14	1		ļ
	庄内支所						2	1		2	5	8	13	0	0	13	3		ļ
	頴田支所						2	1		1	4	7	11	0	0	13	l		
	計		7		6		51	55		131	250	453	703	26	26	729	787	1	▲ 58
企業	<b></b>				1		3	4		9	17	25	42	2	2	44	<del>1</del> 53		<b>A</b> 9
議会	会事務局		1				1			2	4	4	8	0	0	8	3 10		<b>A</b> 2
選挙	<b>举管理委員会</b>													0	0	(	2		<b>A</b> 2
監査	<b></b>						1			4	5	0	5	0	0	į	6		<b>1</b>
公平	F委員会													0	0	(	2		<b>A</b> 2
農業	<b>美委員会事務局</b>						1			1	2	3	5	0	0	į	5 5		0
教育	育委員会		1				5	6		13	25	32	57	7	7	64	87		<b>▲</b> 23
	合 計		9		7		62	65		160	303	517	820	35	35	85	952	1	▲ 97

<sup>※</sup>総務部には、組合専従職員(1名)・県交流派遣等職員(3名)・福岡県自治振興組合派遣職員(1名)・防災危機管理監(1名)・経済産業省派遣職員(1名)を含む。

<sup>※</sup>市民環境部には、福岡県後期高齢者広域連合派遣職員(1名)・ふくおか県央環境広域施設組合派遣職員(9名)を含む。 ※経済部には、九州経済産業局交流派遣職員(1名)を含む。

# 所管事務の概要(秘書課)

1. 秘書課の組織(5名)

課長 1名 —— 課長補佐 1名 —— 秘書係 3名

- 2. 所管事務事業の概要
- (1) 秘書に関すること。 市長・副市長の公務・交際スケジュールの管理調整や随行等、秘書 に関する事務を行っております。
- (2) 交際に関すること。 市政の円滑な運営に資すると認められる場合に、交際上必要と認められる相手に対し、社会通念上妥当と認められる範囲内で、経費として必要最小限の額を支出する事務を行っております。
- (3) 市長会に関すること。 市長をもって構成されている全国、九州、福岡県、各市長会への参加に関する事務や国の関係機関に対する要望へと繋がる市長会議案に 関する事務を行っております。
- (4) 特定課題への対応に関すること。 施政運営上、特定課題に関する事務を行っております。

# 所管事務の概要(情報管理課)

1 情報管理課の組織(7名)

情報管理課長1名 情報発信係2名 電算管理係4名

- 2 所管事務事業の概要
  - ○主な事務分担及び事務の概要

#### 情報発信係

(1) 広報・広聴に関すること

(ホームページ及び SNS の管理・運用について)

- ① 市の公式ホームページの管理及び運用を行っており、市民目線での行政情報の発信、本市の魅力発信に努めています。
- ② 市の公式 SNS (Facebook、Twitter、Instagram、LINE) の管理及び 運用を行っており、行政情報・地域情報の発信を積極的に展開して います。なお、LINE ではゴミ収集日の事前通知サービス、各種事 業の予約機能の追加等を行い、更なる市民の利便性の向上に努め ています。
- ③ デジタルデバイド対策として、高齢者にも使いやすい地上デジタルテレビ放送のdボタン機能を使った行政情報発信を行っています。

(広報いいづかの編集、発行について)

- ① 毎月1日に発行している「広報いいづか」を通じ、市の行事や行 政情報を掲載しています。
- ② 市のホームページや LINE に広報いいづかの PDF 版の掲載等を行

- い、デジタル版「広報いいづか」の配信を行っています。
- ③ 広報誌の中に2次元バーコードを埋め込むなど、紙ベースから電子データに遷移させる取組にも力を入れています。

#### 雷算管理係

- (1) 電子計算組織の管理運営に関すること
  - ① 基幹系システム(住民基本台帳システム、税システム、総合福祉 システム等の基幹業務)及び財務会計、グループウェア等の内部 情報系システムの運用管理を行っています。
  - ② 全庁ネットワーク、各業務パソコンの運用管理を行なっています。 地方公共団体の情報システムの標準化について、令和7年度末ま でに、国が示した標準仕様に準拠したシステムへ移行すること を目指し、作業を進めてまいります。
  - ③ 電算システムは 5 年毎に更改を行っており、令和 8 年 1 月の更 改に向けて作業を進めてまいります。
- (2) 情報セキュリティ対策の推進に関すること
  - ① 市民等の個人情報を適正に管理するための情報セキュリティ対策を講じています。
  - ② 職員の情報セキュリティ意識や情報リテラシー向上のため、研修を実施しています。
- (3) 社会保障・税番号制度の調整について
  - ① 制度を活用した市民の利便性の向上に向けた取組み及び庁内に おける社会保障・税番号制度 (マイナンバー) に関する総合調整 を行っています。
  - ② 特定個人情報等の適正な管理のため、自己点検や内部監査などを実施しています。

# 所管事務の概要 (契約課)

1. 契約課の組織(13名)

課長1名 — 課長補佐1名 — 工事契約係3名 — 物品契約係8名 (うち会計年度任用職員5名含む)

#### 2. 所管事務事業の概要

工事、修繕、委託業務、物品購入などの入札(見積)及び契約に関する事務、競争入札参加業者の登録等に関する事務を行っています。

平成13年4月1日に施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の 促進に関する法律」に基づき、指名基準等の作成、入札情報等の公表に より入札及び契約の過程並びに契約の透明性の確保、公平な競争の促進 に努め、談合その他の不正行為の排除に取り組んでいます。

令和3年度より電子入札を導入しており、職員の事務軽減・業務効率 化に取り組むとともに、事業者側の経費筋減・負担軽減を図っています。

本庁及び支所の庁用自動車89台(リース車両78台含む)の集中管理を行い、庁用自動車の効率的な運行管理及び適切な車両管理を行っています。

#### 3. 係の事務内容

- (1) 工事契約係
  - ① 工事・建設コンサルタント競争入札参加者の資格審査に関すること。
  - ②1件130万円超の工事の業者選考、入札(見積)及び契約に関する

こと。

③1件50万円超の修繕、委託業務(委託業務については建設コンサルタント関係)の業者選考、入札(見積)及び契約に関すること。

#### (2) 物品契約係

- ① 委託業務(役務)・物品購入競争入札参加者の資格審査に関すること。
- ②1件50万円超の修繕、委託業務(役務)の業者選考、入札(見積) 及び契約に関すること。
- ③1件40万円以上の物品購入の業者選考、入札(見積)及び契約に 関すること。
- ④ 不用となった物品の売り払い等による処分に関すること。
- ⑤ 備品の出納、所管換え、調整等管理に関すること。
- ⑥ 庁用自動車の集中管理に関すること。

# 所管事務の概要(会計課)

1. 会計課の組織(11名)

会計管理者1名 — 課長補佐1名 — 会計係6名 (課長兼務) (会計係長兼務) (うち会計年度任用職員4名含む)

審査係3名

2. 所管事務事業の概要

会計管理者の職務権限とされている会計事務は、概ね次のとおりです。 (地方自治法第170条に規定)

(1)現金の出納及び保管に関すること。

現金には歳計現金と歳入歳出外現金があります。現金に代えて納付される証券については、現金と同様に出納保管を行っております。

- ① 歳計現金の出納は、収入・支出の各手続きにより行っております。
- ② 歳計現金の保管については、普通預金を基本とし、金融機関の経営状況を鑑み、指定金融機関及び収納代理金融機関を比較検討のうえ、最も確実かつ有利な方法で預金しております。
- ③ 歳入歳出外現金の出納及び保管については、歳計現金の例に準じております。
- (2)有価証券の出納及び保管に関すること。

契約保証金及び入札保証金に代えて提供された、担保としての有価証券を保管しております。

(3) 支出負担行為及び支出命令書の審査確認に関すること。 支出に係る支出負担行為が法令又は予算に違反していないか、また、 債務が確定しているか等を審査確認しております。

なお、内容に不備がある場合は適宜指導をしております。

(4)決算について

歳入歳出決算書を調製し、市長に提出しております。

(5) その他

地方自治法第235条第2項に基づき、指定金融機関として(株)福岡銀行を指定しており、収納代理金融機関として、別途11行を指定しております。

また、地方自治法施行令第 168 条の 4 第 1 項の規定に基づき、指定 金融機関並びに収納代理金融機関の定期検査を年一回実施しておりま す。

# 所管事務の概要(選挙管理委員会事務局)

1. 選挙管理委員会事務局の組織

事務局長 1名 (併任総務部総務課長)

事務局次長 1名 (併任総務課長補佐)

書記 13名 (併任本庁総務課及び各支所市民窓口課長補佐)

- 2. 所管事務事業の概要
  - (1) 委員会会議に関すること

会議の開催及び運営、また、委員会に関する規程等の制定及び改廃等の事務を行っている。

- 委員数 4名
- ·会 議 定例 毎月開催 臨時 各種選挙時
- (2) 各種選挙及び国民審査の管理執行に関すること

国政選挙として衆議院議員・参議院議員選挙、地方選挙として県知 事・県議会議員選挙、市長・市議会議員選挙、その他最高裁判所裁判 官国民審査の管理執行に関する事務を行っている。

- (3) 検察審査員候補者及び裁判員候補者に関すること 検察審査員候補者及び裁判員候補者の予定者名簿の調製等の事務 を行っている。
- (4)選挙啓発に関すること
  - ・飯塚市・嘉麻市・桂川町選挙啓発事業推進研究会の運営及び啓発事業の実施
  - ・まちの政治をみつめよう学級の運営

- ・まちの政治をみつめよう学級との共催による選挙時の街頭啓発の 実施
- ・二十歳を祝う会における選挙啓発
- (5) 選挙人名簿の調製に関すること 定時及び選挙時にける選挙人名簿の調製を行っている。
- (6) 選挙人名簿の閲覧に関すること 政治活動等を目的とした選挙人名簿の閲覧に関する事務を行っている。
- (7) 直接請求に関すること 直接請求における請求者署名簿の署名の効力の決定等、直接請求 に関する事務を行っている。
- (8) 憲法改正の国民投票に関すること
- (9) 選挙争訟に関すること

# 所管事務の概要(監査事務局)

- 監査事務局の組織
  事務局長1名 ---- 書記4名
- 2. 所管事務事業の概要

#### 【監査委員】

- (1) 監査に関すること
  - ① 財務監査(地方自治法第199条第1項)
    - 財務事務の執行及び市の経営に係る事業の管理について 定期監査(地方自治法第199条第4項)
       随時監査(地方自治法第199条第5項)
  - ② 行政監査(地方自治法第199条第2項)
    - 市の事務の執行について(必要性を認めるとき)
  - ③ 直接請求に基づく監査(地方自治法第75条第1項)
    - ・ 地方公共団体及び各種委員会等の事務の執行について (有権者総数の 1/50 以上の連署請求のとき)
  - ④ 議会の請求に基づく監査(地方自治法第98条第2項)
    - ・ 地方公共団体及び各種委員会等の事務の執行について
  - ⑤ 市長の要求に基づく監査(地方自治法第199条第6項)
    - ・ 地方公共団体及び各種委員会等の事務の執行について
  - ⑥ 財政援助団体等監査(地方自治法第199条第7項)
    - ・ 財政援助団体等への財政援助等に係る出納その他の事務の執行 について(必要性を認めるとき、又は市長の要求があるとき)
  - ⑦ 公金の収納又は支払事務に関する監査(地方自治法第235条の2第

- 2項又は地方公営企業法第27条の2第1項)
- ・ 指定金融機関等の公金の収納又は支払いの事務について(必要性を認めるとき、又は市長若しくは企業管理者から要求があるとき)
- ⑧ 住民監査請求に基づく監査(地方自治法第242条第1項)
  - ・ 地方公共団体の長、職員等の違法又は不当な財務に関する行為 等について
- ⑨ 市長等の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査(地方自治法 第243条の2の2第3項又は地方公営企業法第34条)
  - ・ 職員が市に損害を与えた事実の有無、職員の賠償責任の有無及 び賠償額の決定について(市長又は企業管理者から要求があっ たとき)
- ⑩ 共同設置機関の監査(地方自治法第252条の11第4項)
  - ・ 共同設置する委員会が行う財務事務の執行及び市の経営に係 る事業の管理について
- (2) 検査に関すること。
  - ① 例月現金出納検査(地方自治法第235条の2第1項)
    - ・現金の出納事務について
- (3) 審査に関すること
  - ① 決算審査(地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項)
    - ・決算に係る全般について
  - ② 基金運用状況の審査(地方自治法第241条第5項)
    - ・ 特定目的のための基金の運用状況について
  - ③ 健全化判断比率及び資金不足比率の審査(財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項)

・財政の健全化判断比率及び資金不足比率について

#### 【公平委員会】

- (1) 公平委員会に関すること
  - ① 地方公務員法に基づき、勤務条件に関する措置要求、不利益処分の 不服申立、職員団体の登録及び取消しに関する審査(地方公務員法 第47条及び第50条第1項及び第53条第6項)

#### 【固定資産評価審査委員会】

- (1) 固定資産評価審査委員会に関すること
  - ① 地方税法に基づき固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査(地方自治法第202条の2第5項)

# 所管事務の概要(各支所市民窓口課)

- 1. 穂波支所・筑穂支所・庄内支所・頴田支所 市民窓口課の組織 (福祉文教委員会、協働環境委員会所管事務担当を含む。)
  - ○穂波支所 市民窓口課

課長1名 ─ 課長補佐1名 ─ 市民環境係17名 (兼保健福祉係長)

(うち再任用職員4名、

会計年度職員6名含む)

保健福祉係9名

(うち再任用職員3名、

会計年度職員2名含む)

- ○筑穂支所・庄内支所・頴田支所 市民窓口課
  - 課長1名 課長補佐1名 市民窓口係

(兼市民窓口係長)

- · 筑穂支所 10 名
- (うち再任用職員3名、 会計年度職員1名)
- 庄内支所 10 名
- (うち再任用職員2名、 会計年度職員2名)
- 顯田支所 7 名
- (うち再任用職員1名、 会計年度職員1名)

#### 2. 所管事務事業の概要

市民環境係(穂波支所)・市民窓口係(筑穂支所・庄内支所・頴田支所)

- (1) 所管区域内における市政全般の連絡調整に関すること。
- (2) 庁舎管理に関すること。
- (3) 文書の収受、発送及び文書の保存、利用に関すること。
- (4) 公印(支所用)の管理に関すること。
- (5) 所管区域内の防犯、消防及び防災に関すること。
- (6) 情報公開及び個人情報保護に係る支所内の調整に関すること。
- (7) 支所庁舎内の電算機器の運用及び管理に関すること。
- (8) 支所職員の給与及び福利厚生等の連絡調整に関すること。
- (9) 市有財産の申請受付事務及び連絡調整に関すること。
- (10) 庁用物品の供用及び管理に関すること。
- (11) 庁用自動車の集中管理に関すること。
- (12) 選挙に関すること。
- (13) 所管区域内の交通安全(交通安全施設整備を除く) に関すること。
- (14) 原動機付自転車等の申告、登録、廃車の受付に関すること。
- (15) 証明書の交付及び手数料納付金の処理に関すること。
- (16) 市税及び国民健康保険税の納付書の再発行に関すること。
- (17) 口座振替申請の受付に関すること。
- (18) 市税及び国民健康保険税の過誤納金の環付申請の受付に関するこ
- (19) 支所における公金の収納に関すること。
- (20) 支所における現金の保管及び現金払いに関すること。
- (21) 課の庶務に関すること。
- (22) その他支所内の他課に属しない事項に関すること。